

若桜町監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年6月27日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 梶原 明

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和7年6月26日（木）9：30～12：30
- 2 実施場所 若桜町公民館池田分館、若桜町立若桜学園、わかさ温水プール
- 3 監査の方法と範囲 教育委員会事務局の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) 若桜町公民館池田分館
施設管理、備品の管理等について
その他
 - (2) 若桜町立若桜学園
 - ・若桜町立若桜学園の財務に関する事務処理状況について
 - ①学校徴収金等の現金、通帳、通帳印の管理、保管方法について
 - ②切手等の管理、保管方法について
 - ③備品の登録、管理及び備品台帳の整理について
 - ・その他、所管に関すること
 - (3) わかさ温水プール
現金の管理、保管方法等について
その他
- 4 監査の着眼点 上記3（1）～（3）について、現金取扱事務、施設管理、備品の管理等は適正に行われているか。
- 5 監査の結果
 - (1) 若桜町公民館池田分館については概ね適切に管理されていた。
 - (2) 若桜学園の補助金の受取口座と支払先への振り込みについて、現在は補助金の受取金融機関と支払先の金融機関が異なっているため、非効率かつ現金を持ち歩くリスクが起きている。
今後は補助金受取金融機関と支払金融機関を統一して現金を持ち

歩くリスクを回避し、安全性を担保しつつ業務の効率化を図りたい。

②③については、特に指摘事項なし。

(3) 温水プールにおける現金の管理について、受払簿の残高と現金が不一致であった。これは受払簿の記入漏れがあったためである。また、3種類の回数券についても、現物の数と販売実績表の残数が一致していなかった。これまで実施した定期監査において、是正・改善を求めた事項について、同じミスが繰り返される理由として、監査における意見・指摘等の内容を十分に確認・検証しないまま従来どおりに事務を継続するところによるものと思われる。担当職員だけに任せず、複数職員の確認を経るなど、厳格な管理を行われたい。

以上